

陳儀深・薛化元編 二二八事件紀念基金會著

二二八事件の真相と 移行期正義

風媒社／2021年2月／538頁／3000円＋税



平井 新

はじめに

過去の国家暴力の責任を問われた政治権力は洋の東西を問わず類似の反応を示す。その典型的な常套句には、例えば「事件の歴史的評価は未だに定まっていない」とか「いづれ後世の歴史家が判断する」といったように一見すると価値中立的な態度のものから、「過去の出来事を現在の法や道徳などの基準で判断するのはおかしい」という時際法のレトリックまで、あるいは「過去を蒸し返せば対立を招く」とか「和解のために未来志向で進む」などと明確に「過去に蓋をする」ことを要求する言説も存在する。

こうした言説に共通しているのは、権力濫用の事実や過去の被害の実態と真相に向き合うことよりも、「法」や「和解」の名の下に過去の被害に対する怨嗟の声を抑圧しようとする権威主義的姿勢である。しかも「歴史は歴史家に任せるべき」と主張する政治権力が、他方では往々にして教育指導要領等の規律を通じて教科書記述に介入を試みる事例に顕著

なように、政治が学術に不断に介入を続けていることにもまた注意しておく必要がある。

一方で、個人であれ社会集団であれ、激しい暴力を経験したのちに陥るトラウマを克服するためにはどうすれば良いのか。心理カウンセリングでは、患者に原因となった出来事と向き合ってもらうことを通じてトラウマの克服が目指されるように、現在を生きるために、そして未来へと向かうために、傷を負った者たちは過去と向き合うことを避けて通れない。独裁政権からケベックへ逃れたハイチ出身の亡命作家ダニー・ラフェリエールの言葉を借りれば、「いま、ここ」の中にもまさに過去／記憶が詰め込まれており、私たちの周りの「すべてが過去に結びついている」からである。

そこで、我々が過去の組織的な暴力や人権侵害といった負の遺産と向き合い、社会のトラウマを克服して和解を追求する時に必要となる法的、政治的メカニズムが移行期正義と呼ばれる概念である。だがメカニズムとしてだけでなく、市民

の民主主義運動という観点からこの概念を捉えなおせば、移行期正義とは、抑圧的な政治権力により長らく沈黙を強いられてきた過去の国家暴力の被害者やその遺族らの自己救済のための解放運動だと言える。彼らは、記憶喪失や失語症に陥った（あるいは陥らされた）自分自身についての発話権を取り戻すことで、自らの傷を癒して社会の真の和解を目指そうと努める。このため彼らは、政治権力の提示する「和解」や「未来志向」のための「進歩」という名の忘却を拒否し自らの過去の被害と加害の実態を明らかにしてこれを「記憶」することを選択し、政権に操作された歴史観の狡知に長けたレトリックの矛盾をつこうとする。

この意味で本書は、戒厳解除後の台湾社会における民主主義の深化と移行期正義の努力の成果の結晶である。本書は、国史館館長である陳儀深、二二八紀念基金会会長である薛化元を主編者として、当該分野を専門とする台湾史研究者を結集し、台湾現代史上最大の悲劇とされる二二八事件（以下、事件あるいは二二

八とする）について事件の実態説明および責任の所在の究明という移行期正義の推進に主眼を据えて、その内容を多角的に検討した歴史学の論文集である。その目的は「過去の歴史を引き継ぐため」だけでなく、「歴史の教訓を読み取って、

自由、民主主義、人権の価値を共に守り、二二八事件のような国家権力による不当な人権侵害」が再び発生しないようにする「台湾の人々の未来のため」でもある（四頁）。つまり本書は、国家暴力の過去の被害と加害に正面から向き合うことこそ、自らの手により未来を創造していく方法であるという決意のもとに進められた、台湾の歴史学者たちによる移行期正義の実践なのである。なお、日本語版序文にも記されているとおり、本書は直接的には財団法人二二八紀念基金会が二〇一八年から取り組んできた「二二八事件の真相と移行期正義」研究プロジェクトが二〇一八年および二〇一九年に行ったシンポジウムの研究成果の集成であり、中文版原著の初版は二〇二〇年二月に、増補版が二〇二二年五月に上下

二分冊で出版されている。本書はこの原著の中から主に上冊の論文を中心に選出し、二〇二二年二月に日本で翻訳出版されたものである。

本書の概要

各章の概要は次のとおりである。第一章では、事件の発生原因についての政府側と市民側の言説の相違点を比較し事件の経過および結果と照合することで、戒厳期から政府によって事件原因とされた諸説——中国共産党による扇動、御用紳士による支配権奪取の画策、台湾籍元日本兵による報復、ゴロツキや浮浪者らによる便乗、日米両政府による陰謀等——は、失政の責任回避のために陳儀政府によって喧伝されたものであったことが示される。一方、大陸在任の台湾人同郷団体は事件当時、陳儀政府の腐敗や権力濫用に対する民衆の不満が事件拡大の理由と指摘しており、台湾現地のエリートらによって組織された二二八事件処理委員会（以下、処理委員会）の主張と一致していた。加えて、南京の中央政府で

は国防最高会議常務會議や一部の監察院委員らによって、陳儀の失政と民衆の不満こそが事件原因であり左派や外部勢力の陰謀ではないと指摘されていたが、陳儀を一貫して擁護していた蒋介石によってこれらの進言が聞き入れられることはなかった。

第二章は、事件前後の国際社会の台湾の状況とその国際的地位についての認識を、英米および中華民国の公文書や蒋介石日記等の史料と当時の報道資料から検討する。中華民国政府による終戦直後の「台湾、澎湖諸島の領土、人民、治権、軍政施設および資産」の接収は、あくまで連合国の代表として執行されたものであり、英米両政府もカイロ宣言にもとづき台湾は事実上中華民国に返還されたとしながらも、台湾における主権の移転は日本と将来結ばれる平和条約により最終的に確定すると考えていた。このため英米両政府は、当時中華民国側が主張した在台日僑の中国国籍「回復」を認めず、よって台湾住民も依然として日本国籍を有すると認識していた。事件発生の際、英米の在台・駐華公館の報告や欧米メディアは、陳儀の失政と民衆の不满が事件原因であることや、当局による台湾民衆への無差別虐殺や略奪の横行を察知していた。そこで欧米メディアは国連による台湾の信託統治を提言したり、それを望む台湾の民意も伝えており、実際に各国政府によって台湾の独立や信託統治の道も模索されつつあった。蒋介石自身、一九四九年一月時点までは対日講和条約の締結前に中華民国が台湾の主権を有さないとの現状を理解していたが、国内戦で劣勢にまわるなかその「占有を強行」（八〇頁）する姿勢を明確にし、さらに朝鮮戦争の勃発でトルーマン大統領が台湾海峡の中立化を宣言するに至って現状が固定された。しかし最終的には英米が事件の発生を一因として国民党政府の台湾統治の正当性を保留したことから、対日講和条約では台湾・澎湖諸島の主権の帰属は明示されなかった。

第三章は、事件当時に軍事機密とされた電文のやりとり等の一次史料を精査して陳儀政府の軍事的展開と鎮圧の過程の

実態を明らかにし、陳儀や參謀総長の柯遠芬、高雄要塞司令の彭孟緝らといった要人が事件中の武力行使を正当化する理由として挙げてきた「受動的鎮圧説」が、彼らの責任回避のための虚偽証言だったことを示す。これまで国民党政府は、事件発生時にちょうど在兵力が不足していたところへ処理委員会からの要求が増長し、さらに暴徒による官舎の占領等の緊急の状況に迫られたため、陳儀が受け身的に中央政府への出兵を要請し、中央軍の上陸と共に鎮圧作戦が始まったと説明してきた。しかし、実際には当時の在台兵力は伝えられていた五〇〇〇名余よりも数倍多い規模だったこと、陳儀は事件発生以降、早くから中央へ出兵を要請すると同時に、地方指揮権の治安レベルを平時状態から戒厳状態、さらには戦闘準備態勢へと引き上げるなど、一貫して軍事展開を進めていたうえ、実際の鎮圧行動は基隆要塞司令の史宏熹、高雄要塞司令の彭孟緝らによって全島規模で大陸からの援軍到着前に開始されていた。つまり彭孟緝や史宏熹から陳儀へ、

陳儀から蔣介石へと報告された兵力不足や暴徒の脅威増大という虚偽の報告は、上官からの軍事行動における「白紙委任」を得て法的拘束を受けない権力濫用を可能としたことで、民衆への恣意的で無差別な発砲や虐殺、私刑など、軍や官憲による違法行為が横行し、軍民衝突を更に深める原因となった。これら国民党軍將校の違法な権力濫用は、陳儀や蔣介石によって「事後承認」を受けたうえに顕彰までされるなど評価された一方、新竹要塞司令の蘇文昭や澎湖要塞司令の史文佳のように、厳しい軍律や武器の管理により軍官憲の行動を自制することで衝突拡大を防いだ指揮官はかえって誹りを受けたのである。

第四章は、事件の際の各県市長の対応および事件後の去就のあり方から、彼らの事件への影響を分析する。中華民国接收後の台湾の行政区分は八県九市に改められ、各地方の首長は行政長官陳儀によって任命されることになった。彼らは福建省出身者が多く、次いで江蘇省、台湾とその他の省籍出身者で占められてい

たが、日本留学や国民党幹部養成機関を修了した者、元県市長経験者など、当時としては傑出した人材だった。事件当時、彼らは官吏の汚職腐敗の象徴として民衆からの批判や攻撃の矢面に立つことになったが、その対応は一樣ではなかった。事件への県市長の対応は、(1)処理委員会によって秩序が維持されたケース、(2)処理委員会と協力したケース、(3)処理委員会と対立したケース、(4)地域の駐屯軍と協力したケースという四つの場合に大別できる。その中には身を隠して逃亡した者（例・台中市長・黄克立）や軍民間の仲裁を試み民衆感情と地域秩序の安定を図る者（例・高雄市長・黄仲図、高雄市長・黄達平）の他に、処理委員会と激しく対立し管轄域内の駐屯軍を頼って軍民の衝突と被害を拡大させた者（例・嘉義市長・孫志俊）もいた。後者の場合、官民感情の亀裂により事件後の職務遂行が不可能となり、いずれも辞職を願ひ出て受理された。一方で事件の責任を問われて処罰された首長はいなかった。

第五章は、事件時の情報機関の役割に

ついて、警備総司令部調査室、第二処および保密局との関係、憲兵特高組の役割などに焦点を当てる。事件発生当時、台湾には軍統局（国民政府軍事委員会調査統計局）が縮小改組された保密局、憲兵司令部、中統局（中国国民党中央執行委員会調査統計局）という三つの機関が存在しており、保密局台湾站は警備総司令部調査室および第二処を、憲兵司令部は憲兵特高組を、中統局は台湾調査統計室（以下、台調室）を通じて、それぞれ台湾での諜報活動に従事した。特に台湾站は、調査室や第二処を通じて忠義服務隊、義勇総隊、別働隊などの組織を編成し、本来なら特高組だけが持つはずの捜査逮捕権限をも有すことで、憲兵や特高組と同様に民衆に対し検挙、暗殺、私刑を行った。事件発生後、彼らは協力を装って処理委員会や各抗争地へ潜入し、情報収集や民衆への離間、分派、積極的な扇動などの工作活動を行い、鎮圧開始後は叛乱者リストを作成して警備総司令部へ報告した。一方、在台諜報機関は互いに排斥し合うこともあり、捜査逮捕権

限がなく立場が比較的に弱かった中統局
台調室は、憲兵と組んで保密局および警
察としばしば対立した。また、これら左
台諜報機関はごろつきを動員して社会の
末端に情報網を広げたが、彼らが特権を
私的に流用し詐欺や私的制裁が横行した
ため社会不安や治安の悪化を招いた。

第六章は、事件がメディアに与えた衝
撃について概観する。国府接取後の台湾
では、陳儀政府や党など官営メディア間
の主導権争いも相俟って一時的に比較的
に自由な言論空間が生じ、民営の『民
報』『人民導報』『大明報』等の新聞社を
中心に活発なジャーナリズムが展開され
た。一方、軍・警察・諜報機関および国
民党の党部は当時すでに活字メディアを
全面監視するとともに、電信・電話のよ
うな通信放送網をも完全に掌握してい
た。事件後、この監視報告にもとづいて
右記の三大民営新聞をはじめ多くの民営
メディアや一部の官営メディアまでも
が、政府への「中傷」や民心の「煽動」、
「奸党」的言論などを理由に警備総部に
よって閉鎖、停刊の処分を受け、多くの

台湾出身の記者や通信放送網で働くス
タッフも逮捕・投獄、処刑に遭った。そ
の後、閉鎖された民営新聞社の資産は諜
報機関の人員によって接取され、党・
政・軍および諜報機関がメディアを直接
支配するようになった。こうして台湾本
土の社会エリートがメディアにおける発
言権を失ったのみならず、多くの外省人
のメディア関係者もその後の白色テロで
犠牲者となり、戒厳令が解除された一九
八〇年代後半から各種法令が緩和される
九〇年代まで台湾における表現の自由は
大幅に損なわれた。一方、戒厳令下でも
島内では雷震の『自由中国』や李万居の
『公論報』、地下で流通した党外雑誌等が
権力批判を続けたが、在米台湾人の「台
湾之音」等の音声メディアも島外で当局
の言論統制に挑戦する「代替媒体」とし
て機能した。つまり、当時のメディア統
制への抵抗の全貌を理解するうえで海外
の運動史も分析対象に加える必要がある
と言える。

第七章は、事件被害者の名誉回復の過
程について、戒厳解除前後から李登輝政

権までを中心に振り返る。事件発生後、
長期戒厳体制下の白色テロにより事件の
記憶は公にはタブーとされ、わずかに海
外で記念活動が行われるばかりだった。

しかし七〇年代後半から党外雑誌等で次
第に頻繁に取り上げられ人権団体を中心
にナショナル・アイデンティティやイデ
オロギーを超えて事件の見直しが提起さ
れ始めた。八五年には立法院で台湾人権
促進会初代会長だった江鵬堅立法委員
が「和平日」制定を初めて公的に提起し
た。八七年に民主化と言論の自由を訴え
た台湾独立運動家の鄭南榕の発起によっ
て「二二八和平日促進会」が成立し、集
会や記念碑・記念日の制定による事件記
憶の保存と真相究明、冤罪の名誉回復等
を政府に要求した。以降、蔣経国の死去
後から李登輝の總統就任前後の期間、二
二八和平日促進会や被害者および遺族の
互助団体が中心となり、人権促進会や長
老教会、文学界や教員・学生団体をも含
む多くの民間組織が結集して、事件の見
直しを政府に求める重要な担い手となっ
た。地方では八八年に台湾省議会在が公的

部門による資料収集と聞き取り調査の口火をきった。この際、民進党や無党籍の首長の方がより積極的に対応し、記念碑や記念館の設立も先行した。李登輝は当初、保守的対応を見せていたものの九〇年に第八代総統就任後に積極姿勢に転じ、増加定員選挙を経た一部の国民党籍の議員や民進党議員および市民の要求に応え、行政・立法で関連政策を推進した。具体的には、九二年の行政院『二二八事件研究報告』、九五年の李登輝総統の謝罪、および立法院の「二二八事件処理及補償条例」の法制化と二二八記念基金会の成立、九八年の二二八記念日国定休日化等である。

第八章は、歴代民選総統の事件に対する移行期正義の処理のあり方について詳細に検討する。李登輝政権期に紆余曲折を経て完成した『二二八事件研究報告』は、蒋介石や陳儀ら政治指導者と柯遠芬や彭孟緝らの現場指揮官の行状に一定の責任があると控えめながらも評価を下し、暴徒の反乱や共産党の扇動といった「定説」を覆すことで、国家元首による

謝罪と立法措置にもとづく補償（のちに法的責任を含蓄する「賠償」に条例文言を修正）および歴史記憶の保存というその後の政府方針を決定付けた。続く陳水扁政権期には、立法院で少数与党だったために行政権によつて被害者救済と真相究明を進めた。まず「檔案」（公文書）

管理の法制にもとづき文書発掘を進め、二二八基金会により蒋介石を「元凶」として位置づけた「準公式」の「責任帰属研究報告」が出されるに至つて、加害者と加害体制に一定の解明が試みられた。

また総統と行政院長の署名による名誉回復証書の発行や半旗掲揚等で被害者や遺族の行政的救済を図つた。馬英九政権では真相究明の面で大きな成果をあげることはなく、記念式典の談話等で加害責任を明示する言説はトーンダウンしたものの、前述の二つの研究報告を否定する内容の報告が新たに出されることはなく、政府の謝罪と賠償の政策は堅持された。しかも同基金会の財源の法源化と常設の国家記念館も開設され、記憶の保存政策も進められた。立法院で与党が過半数を

得た蔡英文政権では、関連法制の成立により再度、市民への弾圧事件に関する文書の大規模な収集と解析、更なる真相究明と被害者の認定を推進しており、正式な移行期正義報告書が待たれている。

本書の意義

以上が、本書の概要である。前述のとおり、各章は別々の著者による既出の独立論文が元となった集成であるうえ、日本語版ではさらにその一部だけが収録されているため、各章の関係は必ずしも論理的に系統だっているわけではない。また本書中にも指摘のあるとおり、本書のいくつかの論文が依拠する史料や問題意識およびその書き手は、事件に関する最新の学術的成果である『七十年後の回顧——紀年二二八事件七十年年学術論文集』（中央研究院台湾史研究所・二二八事件紀念基金会、二〇一七年）とも一部重複する部分があり、その点からいえば中文を読みこなす読者にとつて新奇性はそれほど高くないかもしれない。とはいえ、これまで事件の真相を移行期正義の

観点から扱った日本語の学術書はけっして多くなかった。代表的な文献としては、前述の二〇〇六年に二二八基金会が主導した『二二八責任帰属研究報告』における執筆者の一人、何義麟が著した『二二八事件——「台湾人」形成のエスノポリティクス』（東京大学出版会、二〇〇三年）および『台湾現代史——二二八事件をめぐる歴史の再記憶』（平凡社、二〇一四年）等が挙げられよう。しかし台湾では、民主化以降、文書の公開状況が芳しくないなかも歴史学者らが精力的に史料の収集・整理・解析、公刊を進めてきた。最近でも『保密局台湾站二二八史料彙編』（中央研究院台湾史研究所、二〇一五年）や、事件当時の陳儀による蒋介石宛の電報「寅冬亥親電」などを含む『二二八事件檔案彙編（二三）』（国史館、二〇一七年）等の関連史料が公刊され利用しやすくなっており、何義麟と同じく「事件責任帰属研究報告」を執筆した陳翠蓮による『重構二二八』（衛城出版、二〇一七年）のように、新史料にもとづき新たな観点から事件原因

を考察する画期的な研究が発表され、本書でも度々参照されている。したがって、権威主義統治期の国家暴力の克服Ⅱ「転型正義」（台湾における移行期正義の訳語）に関する法政治改革というアクチュアルな動向をふまえて、新史料や関連研究の成果を汲み取って事件の全容とその移行期正義のあり方を多角的に論じた専門書が日本語で読めるという本書の意義は十二分に大きい。

しかし、それだけに一点気になったのは、本書の日本語訳の問題である。本書は全編にわたり中国語原文からの直訳調の文体であるため、日本語として語の意味や文意が伝わりにくい箇所が随所に見られるうえ、人名や出版物、専門用語の明らかな誤訳も散見される。例えば、六五頁から数頁にわたって「ステイルウェル」なる人名が度々登場するが、原文では「司徒雷登」とあり、すなわちアメリカ駐華大使のジョン・レイントン・ステュアート（John Leighton Stuart）のほずである。また、原文では「族群衝突」となっている箇所が「部族紛争」（二二

頁）と訳されているが、これはエスニック・グループに相当する中文の概念である「族群」の訳として不適切ではないだろうか。台湾の「族群」とは、具体的には「原住民族」と名乗る台湾先住民族、大陸からの漢族移民である福佬人と客家人、四五五年以降に国民党政府と台湾に渡った外省人らを指して「四大族群」と総称されるなど、民主化以降は広く人口に膾炙した語になっている。確かに日本語として馴染み深い表現とは言えないものの、日本でも若林正文〔2009〕が台湾を「多重族群社会」として論じており、すでに王甫昌の名著も近年日本語に訳されている〔王2014〕ことから、「族群」のまま使用して訳注をつけるか、せめてエスニック・グループと訳すべきだろう。加えて、これは無い物ねだりになってしまうが、欲を言えば巻末に用語集をつけるか、あるいは専門家の解説がなければ、台湾史を専門としない日本語読者には非常に難解な内容となってしまうことも指摘しておきたい。全ての書物には書かれた言語ごとに想定される読者がお

り、特に英語圏で無視されがちな非英語言語で書かれた地域史における問題意識や議論を他地域や他分野と共有するためには、背景知識等の一定の情報を訳者が自らの裁量で付け加える必要がある。

B・アンダーソン [2009] が自叙伝で「苦しみの伴う喜び」と述懐しているとおろ、ある言語の書物を別の言語圏に輸出することは、それ自身が知的興奮をともなう非常に創造的な作業でもある。特に社会科学分野で翻訳が業績として軽視される風潮のなか、本書のような大作に取り組まれた訳者の方々に敬意を表すとともに改訂版に期待したい。

「転型正義」の射程

最後に、比較政治の視点から台湾の移行期正義を研究してきた者として本書について二点ほど論じたい。一つ目は、二・二八のみを取り扱う本書の枠組み自体が有する一定の限界についてである。もちろん既述のとおり、本書は二二八基金会の編著書であり、同会は「二二八処理及賠償条例」にもとづき事件の真相究

明と責任の明確化という「法的責務」（二〇頁）を負っているため、二・二八を主要テーマとして論じるのは当然のことではある。

しかし、本書でも指摘があるとおろ、事件が市民に与えた国家暴力の恐怖は、国府にその後の強権統治を円滑に進める政治的条件を「悪魔的に先行取得」（若林 2009: 49）させ、長期戒厳体制下の白色テロの嵐は市民が事件について語ることさえタブーとした。しかも第七、八章にもあるとおろ、事件の見直しを求める声は戒厳下のタブーを打ち破り市民社会から挙がったのであり、被害者の名誉回復や関連史料の収集作業も二・二八と白色テロという二つの議題に關ししげに重なり合って進展してきた。この点、本書にも「二二八事件と白色テロの結合は研究に値する課題」（一八頁）とあるが、個別事件の関連性のみならず、その移行期正義の進展の関連性や相互作用も考察に値する問題だろう。

そもそも移行期正義の政治は、これまで世界各地で異なる発展を遂げてきた。

まず八〇年代前後にラテンアメリカから始まった「第三の波」と呼ばれる権威主義体制から民主体制への移行（ポスト独裁型）とアジア・アフリカ等における戦争や内戦状態からの紛争解決・平和構築（ポスト紛争型）の二種類に加え、二〇〇〇年代前後から現在までに、カナダやオーストラリアなど、主にヨーロッパからの入植者が共同体を形成した植民国家（Settler State）と言われる地域においても、現地の先住民族が受けた歴史的迫害に移行期正義のメカニズムで対応しようとする現象（ポストコロニアル型）が相次いでいる（平井 2017）。このように世界各地で異なるタイプの政治的「移行」にともなう歴史的正義の問題が、次第に移行期正義の枠組みで議論され、時には類似の法政治的対応が採られてきたのである。

実は、台湾の移行期正義は、こうした世界的潮流をフォローするように、重層的かつ連鎖的に展開してきた。まず、民主化の開始と同時期に市民の要求に応じる形で政権側も権威主義統治期の過去の

見直しに着手し、二・二八と白色テロという国家暴力に焦点が当たって、被害者への謝罪、補償／賠償という政策が三度の政権交代を経て着実に定着してきた。

こうした移行期正義の要求は、運動を牽引してきた有識者らによって陳水扁政権期に「転型正義」という概念が導入されるなか、メディアを通じて市民社会にも広まっていった。続く蔡英文政権時には移行期正義の促進法制にもとづいて行政院下に特別機関が設置され、戒厳期に不当に流用された国民党資産の国有化、当時の政治事件に関する文書の収集と解析、元政治犯の有罪判決の取消などが進み、司法もこうした法制に合憲判断を下すなど、立法、行政、司法が積極的に長期戒厳体制の負の遺産の克服に取り組んでいる。

さらに近年「転型正義」の範囲は、「土地と自治」を奪われた台湾先住民の「歴史的権利の回復」のテーマにも及んでいる。実際、蔡英文は総統就任もない二〇一六年八月一日の「原住民族の日」に、歴代政権の先住民迫害に対し

て歴代の中華民国總統のなかで初めて公式に謝罪し、総統府に「原住民族歴史正義と移行期正義委員会」を設置した。換言すれば、今日の台湾では戦後の権威主義統治からの民主化という文脈（ポスト独裁型）のみならず、漢族移民の植民国家という文脈（ポストコロニアル型）からも、異なる類型の「過去の克服」の問題の処理が「転型正義」という概念を通じて連鎖的に展開している【平井 2020】。

したがって、とりわけ台湾の移行期正義の発展過程を振り返る際、二・二八だけ論じるのは、やはり実際の運動の展開と政治的対応の相互作用のダイナミズムへの視点が損なわれてしまう。

二つ目に指摘したいのは、史実の解明と歴史認識、および移行期正義の関係である。既述のとおり、本書の執筆陣は全て「プロの歴史家」であり、「より多くの真相」の発掘が「より多くの移行期正義」をもたらすとされている（二〇頁）。

実際、本書の各章は豊富な史料から事件原因について国民党政府当局が自己弁護のために喧伝してきた「通説」を否定す

ることで、当時の指導者の政治責任の明確化を企図しており、その試みは十分に成功している。例えば第八章に示されているとおり、馬英九政権期に中央研究院の院士黃彰健による陳儀や彭孟緝らの市民に対する鎮圧行為の正当化の試みが、多くの歴史学者から疑義を呈され、後に公開された史料により正式に否定された顛末はまさにその典型例だろう。こうした作業が可能となったのは、台湾の歴史学者たちが丹念に資史料と格闘した研究成果の賜物であり、近年の文書公開の進展状況もこうした研究を下支えしている。例えば、行政院「促進転型正義委員会」は、各機関から二万五〇〇〇以上の史料を収集し、二〇二〇年二月に公開された「転型正義資料庫」（台湾移行期正義データベース）には四一万ページに及ぶ軍事裁判資料がアップロードされている【促進転型正義委員会ウェブサイト】。

しかし、このような資料公開や実証主義的な歴史研究の成果にも拘らず、台湾社会の一般的な認識のレベルでどこまで

歴史的事実を直視できているのか疑問符がつくような世論調査の結果も存在する。例えば、許信良が二〇〇九年に設立したウェブメディア「美麗島電子報」の二〇一八年六月の世論調査で「歴代総統のなかで任期中に最も「台湾価値」（蔡英文総統が一八年当時に提起した政治スローガンだった）を堅持する、あるいは代表する能力があったのは誰だと思いか」という項目への回答では、蔣経国と答えた割合がなんと四三％で二位の李登輝の一三・八％をトリブルスコア（ちなみにその他の選択肢としては蔡英文が一・二％、馬英九が九・五％、陳水扁が七・四％、不明瞭一五・二％）で引き離している「美麗島電子報ウェブサイト」。

また、二〇二二年九月に民進党が党内で行った世論調査（非公表）では中正紀念堂の蔣介石像の撤去に反対する回答の割合が五四％で賛成の三七％を大きく上回っていたという「聯合新聞網ウェブサイト」。もちろん現代台湾の移行期正義の政策は、被害者や遺族の根強い草の根運動により公権力が突き動かされ次第に

進められてきており、一定の民意にもとづき展開しているのは言うまでもない。しかし長期的に抑圧的体制の支配を受けた社会が自らの権威主義的価値観を相対化するのには容易ではないのかもしれない。

この点本書では、薛化元が「唯一真相のみに真正な正義があり、唯一正義のみに真正の和解」（三八一頁）があるとする一方、呉俊瑩は「おそらく共通の歴史記憶というのはあり得ない」（四七八頁）と悲観的である。政治権力に長らく沈黙を強いられてきた社会では、実証的に史実を明示する（できる）ことはとりわけ重要であり、実証主義的態度は歴史問題のみならずあらゆる学問的議論の基盤でもある。とは言え、ポスト・トゥルースの時代とも言われる今日、社会に根付いた権威主義的価値観をよりリベラルで多元的なものへ「移行」させるには「歴史は歴史家に任せる」だけで本当に良いのかという疑問も湧く。

評者はこの問いに対する台湾社会の出した答えこそ、前述の「転型正義」の連鎖的展開にあると考える。確かに、いく

ら事実を積み重ねても、呉の指摘するとおり同一の事件について「共通の歴史記憶」というのはあり得ない」かもしれない。しかし台湾では、活発な社会運動に牽引されつつ、三度の政権交代を経ても過去の国家暴力に対する政府の謝罪と賠償、および真相究明と記憶の保存という政策は一貫してきた。二二八基金회가負っている事件の真相究明と責任明確化という「法定職責」（三三頁）は、移行期正義に消極的だった馬英九政権時に為された法改正に依ることはもつと強調されても良い。しかも、その後の市民社会の側の「転型正義」の要求のフロントラインは、すでに先住民族の議題へ連鎖的に進みつつある。

世界的な移行期パラダイムの終焉が叫ばれる昨今、台湾の移行期正義はなぜこのように連鎖的に展開できたのか。評者の見立てでは、「例外国家」「若林2014」でもある多重族群社会の台湾では、二・二八と白色テロおよび先住民族の復権という様々な「過去の克服」の要求が、「転型正義」という言説を結節点

としながら普遍的に拡大し、争点となった議題について一定の進展を見せることで、対内的には異なる族群をまとめあげる国民統合の理念として、対外的には自由で民主的な台湾の政体の正統性をアピールするソフトパワーとして機能しているためだと考えられる【平井2020】。

つまり、台湾の「転型正義」は「台湾アイデンティティ」【小笠原2019】がより社会のコンセンサスとなる過程と相まって、多重族群社会の構成員がそれぞれの族群の負の歴史に向き合うこと——悲劇の共有——を通じて、他者と共有可能な共同体の歴史を構築していく作業なのである。だからこそ、台湾の移行期正義研究では歴史家の果たす役割が大きくなるのだろう。とは言え、本書の執筆者らのような歴史学者たちの努力の結晶である豊富な歴史研究の成果にもとづきながら、政治学や社会学などの他分野もさらに積極的に移行期正義の問題に取り組み、応答していく必要があるのではないだろうか。

参考文献

〈和文〉

ベネディクト・アンダーソン 2009 『ヤシガラ碗の外へ』NTT出版

王甫昌 2014 『族群——現代台湾のエスニック・イマジネーション』洪郁如・松葉隼訳、東方書店

小笠原欣幸 2019 『台湾総統選挙』晃洋書房

何義麟 2003 『二・二八事件——「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版会

何義麟 2014 『台湾現代史——二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』平凡社

平井新 2017 『移行期正義』概念の再検討『次世代論集』早稲田大学、三—四四頁

平井新 2020 『現代台湾における重層的な移行期正義の展開』早稲田大学博士学位論文

若林正文 2009 『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会

若林正文 2014 『現代台湾の「中華民国」——例外国民国家の形成と「国家性」』『東洋文化』九四号、九—二七頁

〈中文〉

陳翠蓮 2017 『重構二二八』衛城出版

薛月順編 2017 『二二八事件檔案彙編(二二二)』国史館

許雪姬主編 2015 『保密局台湾站二二八史料彙編』中央研究院台湾史研究所

許雪姬主編 2017 『七十年後的回顧——紀年二二八事件七十年學術論文集』中央研究院台湾史研究所・二二八事件紀念基金會

〈ウェブサイト〉

「促進転型正義委員会」<https://twjcdh.tjc.gov.tw> (二〇二一年二月一日参照)

「聯合新聞網」<https://udn.com/news/story/6656/5761075> (二〇二一年二月一日参照)

「美麗島電子報」http://www.my-formosa.com/DOC_135525.htm (二〇二一年二月一日参照)